

平成27年度市民税・県民税について

三 木 市

市税につきましては、平素より格別のご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、『平成27年度市民税・県民税納税通知書』をお送りします。これは前年中（平成26年1月1日～12月31日）の所得金額等をもとに算定したものです。

納税義務者は、平成27年1月1日現在三木市内に住所又は事業所等を有する個人です。

目 次

- 1 平成27年度税制改正について
- 2 市民税・県民税が課税される方
- 3 市民税・県民税が課税されない方
- 4 計算方法
- 5 納税について
- 6 勤務先を退職等された方へ
- 7 一般的なご質問等
- 8 市民税・県民税の減免制度
- 9 市民税・県民税と所得税の所得控除額一覧表

【お問い合わせ】
三木市役所税務課市民税グループ
〒673-0492 三木市上の丸町10番30号
TEL(0794)82-2000(代)
内線 2318

1 平成27年度税制改正について

(1) 住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン特別控除）の延長・拡充

平成26年分以後の所得税において住宅ローン控除の適用を受けることができる方（平成26年から平成29年までの入居者）について、所得税の住宅ローン控除可能額で所得税から控除しきれなかった額を、次の控除限度額の範囲内で個人住民税から控除します。

居住年	平成25年12月まで	平成26年1月～3月	平成26年4月～平成29年12月
控除限度額	所得税の課税総所得金額等の5% (最高97,500円)	所得税の課税総所得金額等の5% (最高97,500円)	所得税の課税総所得金額等の7% (最高136,500円)

※平成26年4月から平成29年12月までの金額は、住宅の取得等の額に含まれる消費税額等が8%又は10%である場合の金額であり、それ以外の場合における控除限度額は所得税の課税総所得金額等の5%（最高97,500円）となります。

(2) 上場株式等の配当所得・譲渡所得等に係る軽減税率の適用期間終了

平成25年12月31日までの間、上場株式等の配当所得及び譲渡所得等については軽減税率（市民税・県民税：3%、所得税7%）が適用されていましたが、適用期間の終了に伴い、平成26年1月1日以後に適用される税率は本則税率（市民税・県民税：5%、所得税：15%）となりました。

2 市民税・県民税が課税される方

(1) 平成27年1月1日現在三木市内に住所を有する人が納税義務者となります。平成27年1月2日以降に他の市町村に転出された場合でも、平成27年度市民税・県民税は三木市に納めていただきます。平成27年度市民税・県民税は、平成26年1月1日から平成26年12月31日までの所得をもとに計算しています。

(2) 平成27年1月1日現在三木市内に事業所・家屋敷を有し（所有権の有無ではない）、一定額以上の所得がある方は、地方税法第294条第1項第2号及び三木市税条例第23条第1項第2号の規定により、三木市内に住所を有してなくても、応益性の見地から市民税・県民税均等割（5,800円）が課税されます。

3 市民税・県民税が課税されない方

以下に該当する方には、市民税・県民税は課税されません。

- (1) 均等割も所得割も課税されない方
 - a. 前年中において所得を有しなかった方
 - b. 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
 - c. 障がい者・未成年者、寡婦又は寡夫で前年の合計所得金額が125万円以下の方
 - d. 前年の合計所得金額が次の計算により求めた額以下の方
所得 \leq 28万円 \times (本人+控除対象配偶者+扶養親族数)〔控除対象配偶者又は扶養親族があるときは168,000円加算〕
- (2) 所得割の課税されない方
前年の総所得金額等の合計額が次の計算により求めた額以下の方
所得 \leq 35万円 \times (本人+控除対象配偶者+扶養親族数)〔控除対象配偶者又は扶養親族があるときは320,000円加算〕
※ 上記の扶養親族には、16歳未満の扶養親族も含まれます。

4 計算方法

市民税・県民税には、市民の皆さんに均等に負担していただく『均等割』と、所得に応じて負担していただく『所得割』があります。平成27年度の市民税・県民税は前年（26年中）の所得をもとにして次の方式により計算したものです。

① 均等割額（年額）

市民税・・・3,500円 県民税・・・2,300円

※ 東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源確保のため、平成26年度から平成35年度までの均等割に1,000円（市民税：500円、県民税：500円）を加算しています。

※ 県民税均等割のうち800円は、兵庫県が森林や都市の緑の安全・再生のために導入した『県民緑税』です。

② 所得割の税率

【総合課税分】市民税・・・6% 県民税・・・4%

【分離課税分】	市民税	県民税
長期譲渡所得（一般）	3%	2%
短期譲渡所得（一般）	5.4%	3.6%
株式等の譲渡所得（上場）	3%	2%
上場株式等の配当所得	3%	2%
先物取引の雑所得等	3%	2%

③ 税額控除

▼ 調整控除額

所得税と市民税・県民税の人的控除の額の差（詳細は【別表1】をご覧ください）による負担増を調整するため、市民税・県民税で減額します。

- (1) 市民税・県民税の合計課税所得金額が200万円以下の人
人的控除額の差の合計額
市民税・県民税の合計課税所得金額 } のいずれか少ない金額の5%
(市民税3%、県民税2%)
- (2) 市民税・県民税の合計課税所得金額が200万円超の人
{人的控除額の差の合計額-(市民税・県民税の合計課税所得金額-200万円)} \times 5% (市民税3%、県民税2%)
ただし、この額が2,500円未満の場合は2,500円になります。

▼ 住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン特別控除）

●対象者

平成11～18年中の入居者と平成21～29年中の入居者で、所得税で住宅借入金等特別控除の適用を受けており、所得税において控除しきれなかった金額がある人（平成19、20年中の入居者は、所得税において特例制度を設けているため、対象となりません。）

●控除される額【控除割合 市民税3：県民税2】

次のいずれか少ない額が控除されます。ただし、居住年が平成26年4月から平成29年12月までであって、特定取得（住宅の取得等の額に含まれる消費税額等が8%又は10%である場合）に該当する場合には、「5%」を「7%」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した額となります。

- (1) 所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額
- (2) 所得税の課税される所得金額 \times 5%（最高97,500円）

▼ 寄附金税額控除額

●対象となる寄附金

- (1) 都道府県又は市区町村に対する寄附金（ふるさと納税）
* 「ふるさと納税」として被災地の県や市町村に直接寄附する場合や、日本赤十字社や中央共同募金会、日本政府などに義援金として寄附した場合も対象となります。
- (2) 兵庫県共同募金会、兵庫県支部日本赤十字社に対する寄附金
- (3) 兵庫県が条例で指定した認定NPO法人等に対する寄附金（県民税のみ対象。市民税は対象外。）

●税額控除額の計算方法

㊦、㊧の合計額が市民税・県民税の所得割額から減額されます。（控除対象寄附金額は総所得金額等の30%が上限）

㊦ 基本控除額（寄附金額-2千円） \times 10%

㊧ 特例控除額：都道府県又は市区町村に対する寄附金（ふるさと納税）のみ適用（寄附金額-2千円） \times 《下表》の該当する割合（市民税・県民税所得割額の10%が上限）

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合
0円以上195万円以下	84.895%
195万円を超え330万円以下	79.79%
330万円を超え695万円以下	69.58%
695万円を超え900万円以下	66.517%
900万円を超え1,800万円以下	56.307%
1,800万円超	49.16%
0円未満（課税山林・退職所得金額を有しない場合）	90%
0円未満（課税山林・退職所得金額を有する場合）	地方税法に定める割合

▼ 配当控除

株式の配当などの配当所得があるときは、その金額に次の率を乗じた金額が控除されます。

区 分	市民税	県民税
課税所得金額が1,000万円以下の部分	1.6%	1.2%
課税所得金額が1,000万円超の部分	0.8%	0.6%

▼ **配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額**

特定配当及び特定株式等譲渡所得金額について申告した場合に、以下の割合で所得割から配当割額・株式等譲渡所得割額を控除します。

区 分	市民税	県 民 税
配当割額又は株式等譲渡所得割額	3 / 5	2 / 5

なお、所得割額から控除することができなかった配当割額・株式等譲渡所得割額があった場合、当該金額は個人の市民税・県民税に充当されます。また、充当することができなかった場合は、別途還付等されます。

《参考》上場株式等に係る配当所得の申告分離課税

上場株式に係る配当所得について、総合課税方式と申告分離課税方式が選べます。

▼ **総合課税方式の特徴**

- ・ 配当控除がある
- ・ 上場株式等に係る譲渡損失との損益通算不可
- ・ 税率は市民税・県民税10%、所得税5～40%

▼ **申告分離課税方式の特徴**

- ・ 配当控除がない
- ・ 上場株式等に係る譲渡損失との損益通算可
- ・ 税率は市民税・県民税5%、所得税15%

	平成25年1月～平成25年12月まで	平成26年1月以降
税率	10% (市民税・県民税3%、所得税7%)	20% (市民税・県民税5%、所得税15%)

※所得税には、復興特別所得税（基準所得税額×2.1%）が加算されます。

④ **税額の計算の仕方**

総所得金額 - 所得控除合計 = 課税総所得金額 (1,000円未満切り捨て)

課税総所得金額 × 税率 = 税額控除前所得割額

税額控除前所得割額 - 税額控除額 = 所得割額

所得割額 + 均等割額 = 年税額 (100円未満切り捨て)

《参考1》給与所得の計算方法

給与等の収入金額の合計額		給与所得の金額
から	まで	
650,999円まで		0円
円 651,000	円 1,618,999	給与等の収入金額の合計額から650,000円を控除した額
1,619,000	1,619,999	969,000円
1,620,000	1,621,999	970,000円
1,622,000	1,623,999	972,000円
1,624,000	1,627,999	974,000円
1,628,000	1,799,999	給与等の収入金額の合計額を「4」で割って千円未満の端数を切り捨ててください。 〔A×2.4〕で求めた金額
1,800,000	3,599,999	〔A×2.8-180,000円〕で求めた金額
3,600,000	6,599,999	〔A×3.2-540,000円〕で求めた金額
6,600,000	9,999,999	〔収入金額×90%-1,200,000円〕で求めた金額
10,000,000	14,999,999	〔収入金額×95%-1,700,000円〕で求めた金額
15,000,000円以上		〔収入金額-2,450,000円〕で求めた金額

《計算例》

「給与等の収入金額の合計額」が5,812,500円の場合の給与所得金額

- ① 5,812,500円 ÷ 4 = 1,453,125円
- ② 1,453,125円の千円未満の端数を切り捨てる ⇒ 1,453,000円・・・A
- ③ 1,453,000円 × 3.2 - 540,000円 = 4,109,600円

《参考2》公的年金等にかかる雑所得の計算方法

公的年金等に係る雑所得額は、次の算式を使って計算します。

雑所得（公的年金分）= 公的年金等の収入金額の合計額 × 割合 - 控除額

年 齢	公的年金の収入金額の合計額	割 合	控 除 額
65歳未満の方 S25.1.2以後生	公的年金等の収入金額の合計額が700,000円までの場合は、所得金額はゼロとなります。		
	700,001円 ～ 1,300,000円	100%	700,000円
	1,300,001円 ～ 4,100,000円	75%	375,000円
	4,100,001円 ～ 7,700,000円	85%	785,000円
65歳以上の方 S25.1.1以前生	7,700,001円 以上	95%	1,555,000円
	公的年金等の収入金額の合計額が1,200,000円までの場合は、所得金額はゼロとなります。		
	1,200,001円 ～ 3,300,000円	100%	1,200,000円
	3,300,001円 ～ 4,100,000円	75%	375,000円
	4,100,001円 ～ 7,700,000円	85%	785,000円
	7,700,001円 以上	95%	1,555,000円

5 **納税について**

＜納税の方法＞

市民税・県民税の納税方法には、『給与からの特別徴収』と『公的年金からの特別徴収』、『普通徴収』の3種類があります。

▽『給与からの特別徴収』……平成27年6月～平成28年5月までの12回に分けて事業主が毎月の給与から差し引いて、市役所に納める方法です。

▽『公的年金からの特別徴収』……年金に係る市民税・県民税を年金から差し引いて、市役所に納める方法です。

◆ **すでに年金特徴の方（特別徴収2年目以降）**

月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
徴収方法	特別徴収（年金からの天引き）					
税額	平成26年度2月に徴収した金額と同額			平成27年度の税額から4～8月に徴収した税額を引いた額の1/3		

◆ **平成27年10月から年金特徴となる方（特別徴収初年度）**

期・月	第1期	第2期	10月	12月	2月
徴収方法	普通徴収（納付書等）		特別徴収（年金からの天引き）		
税額	年税額の1/4ずつ			年税額の1/6ずつ	

☆注意【重要】

年金特徴は、仮徴収（4,6,8月）、本徴収（10,12,2月）ともに、途中で金額を変更して徴収することができません。そのため、税額が前年度よりも減額になり、仮徴収の段階で年税額を完納できる場合等は、仮徴収の金額で徴収させていただき、過払い分につきましては、後日還付となります。また、年度途中で申告等で税額変更になった場合は、年金特徴を途中で停止し、納付書等で未納分を納めていただくこととなります。年度途中で年金特徴が停止となった場合は、翌年度の市民税・県民税の徴収方法が、上記特別徴収初年度と同様の方法となります。

▼ **公的年金からの特別徴収の対象となる税額**

65歳未満の方

◆ **給与と公的年金がある方**

市民税・県民税を給与から天引きされている事業所にお勤めの方の公的年金等に係る税額は、原則給与から特別徴収となります。

なお、給与所得と年金所得がある方（65歳未満）で、3月15日までに確定申告にて市民税・県民税の納付方法を普通徴収に選択されている場合、公的年金等に係る税額は、個人で納付（普通徴収）することができます。

65歳以上の方

◆ **給与と公的年金がある方**

公的年金等に係る税額は、年金から特別徴収となります。

給与所得に係る税額は、給与から特別徴収となります。

◆ **公的年金とは別に、給与以外の所得のある方**

公的年金等に係る税額は年金から特別徴収されます。給与以外の所得に係る税額は、個人で納付（普通徴収）となります。

▽『普通徴収』……納付書等で、6月末・8月末・10月末・1月末の4回に分けて金融機関等で納める方法です。

現在、『普通徴収』で会社勤めの方は、『給与からの特別徴収』に変更することができます。その場合、納税通知書を勤務先の給与担当者へ提示し、給与担当者を通じて、税務課へご連絡ください。ただし、65歳以上の方の公的年金所得に係る税額については、給与からの特別徴収を行うことはできません。

6 **勤務先を退職等された方へ**

会社等に勤務されている人の市民税・県民税は、本来6月から翌年5月までの12回に分けて毎月の給与から差し引かれ、事業主が市役所へ納付することになっています。（給与からの特別徴収）

この間に退職等の理由により、勤務先の給与から市民税・県民税を差し引くことができなくなった場合は、未納額を個人が納付書等で納付していただくこととなります。（普通徴収）

なお、普通徴収の納期は4回（6月末・8月末・10月末・1月末）に分かれており、退職月の翌月以降に到来する納期において、未納額を納付していただきます。

（例）年税額240,000円の方が8月末で退職した場合は、第1期と第2期の納期が経過しているため、第3期、第4期の2回で、9月～5月まで未納額180,000円を納付していただきます。（下表を参照してください）

【在職中：給与からの差し引き予定額】
退職（8月末）



徴収済額						未納額					
6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円
6万円						18万円					

【退職後：納付書等で納付する額】

期	第1期	第2期	第3期	第4期
納付額	—	—	9万円	9万円
納期限	6月末	8月末	10月末	1月末

7 一般的なご質問等

Q 1 三木市の市民税・県民税は他の市町村と比べると高いと聞いたのですが？

A 1 市民税・県民税は、全国一律の税率及び算出方法のため、三木市が他の市町村と比べて高いということはありません。ただし、兵庫県では平成18年度～27年度まで県民税均等割に『県民緑税（800円）』が加算されています。

Q 2 今は三木市に住んでいないのに、納税通知書が届いたのはなぜですか？

A 2 市民税・県民税は、毎年1月1日現在居住している市町村で、その年度分が課税されます。このため1月2日以降に三木市から他の市町村に転出された場合も、今年度の市民税・県民税は、三木市で課税されます。新しい住所地の市町村では、翌年度から課税されます。

Q 3 本人は死亡しているのに、納税通知書が届いたのはなぜですか？

A 3 納税義務者であるかどうかは、その年度の1月1日時点で判断します。納税義務者が1月2日以降に死亡された場合、納税義務は消滅するのではなく、その方の相続人に継承されます。

Q 4 去年は働いていましたが、現在は無職なのに納税通知書が届いたのはなぜですか？

A 4 市民税・県民税は前年中の所得に対して課税されます。今年度の市民税・県民税はあなたが昨年働いていた収入をもとに計算し、現在無職であっても納付していただくこととなります。

Q 5 退職時まで給与から天引きされていたのに、納税通知書が届くのはなぜですか？

A 5 会社にお勤めの方は、6月から翌年5月までの12か月間において、毎月の給与から差し引いて納めていただくこととなります。ところが、年度途中で退職されたため、残りの市民税・県民税を給与から天引きすることができなくなりました。そのため、残りの税額を納めていただくために、納税通知書をお送りいたしました。詳細は『6 勤務先を退職等された方へ』をご覧ください。

Q 6 年金から特別徴収（天引き）するかどうかを、選択することができますか？

A 6 本人による選択は認められていません。地方税法により、市民税・県民税が課税される年度の4月1日現在65歳以上の方の公的年金所得にかかる市民税・県民税については、特別徴収の方法によって徴収するものとされています（公的年金受給額が年額18万円未満である場合等は除く）。しかし、次のような場合、公的年金からの特別徴収が中止されます。
 ・市外に転出した場合
 ・死亡した場合
 ・年度途中で公的年金所得に係る所得割額、均等割額の合計額に変更があった場合
 ・既に特別徴収により仮徴収された金額が、その年度の税額を上回った場合
 ・介護保険料が特別徴収されなくなった場合
 なお、特別徴収されなかった残りの税額については、普通徴収により納付していただくこととなります。また、年度途中で公的年金からの特別徴収が中止された場合、年金からの特別徴収は翌年度10月年金支給分から再開されます。

Q 7 市民税・県民税と所得税の違いがありますか？

A 7 次のとおりです。

	市民税・県民税	所得税
納付先の機関	市役所（市・県）	税務署（国）
課税対象所得	前年中の所得	本年中の所得
均等割	あり	なし
税率	市6% 県4%	5～40% (復興特別所得税（基準所得税額×2.1%）が加算されます。)
所得控除額	『9 所得控除額一覧表』のとおりに	
税額控除	配当控除の率が異なります。	

納税の方法等	徴収方法	納付方法
給与所得者	6月～5月までの毎月の給与から天引き。 (特別徴収) 年末調整がありません。	1月～12月までの給与及び賞与から天引き。 (源泉徴収) 年末調整があります。
自営業者等	年4回（6月・8月・10月・1月）で納めていただきます。(普通徴収)	確定申告等により申告納付していただきます。 (2月16日～3月15日)
年金所得者(65歳未満)	年4回（6月・8月・10月・1月）で納めていただきます。(普通徴収) *給与所得者であり、年金所得者の場合は年金所得分も給与から天引き。 (申出により普通徴収での納付も可能)	
年金所得者(65歳以上)	年6回支給される年金から天引き。(特別徴収) ただし、特別徴収初年度は、6・8月は普通徴収、10・12・2月は特別徴収。	

Q 8 妻のパート収入が103万円以下なら税金はかからないのですか？

A 8 所得税は課税されませんが、市民税・県民税は課税されます。市民税・県民税が課税されない所得の基準額は28万円以下なので、収入として93万円を超えると市民税・県民税が課税されることとなります。
 なお、扶養控除は収入が103万円を超えると受けることができません。

《参考》

妻のパート収入	夫の配偶者控除	夫の配偶者特別控除	妻自身の税金	
			市民税・県民税	
			所得割	均等割
93万円以下	受けられる	受けられない	かからない	かからない
93万円超 100万円以下				かかる
100万円超 103万円以下				
103万円超 141万円未満	受けられない	受けられない		
141万円以上				

Q 9 公的年金400万円以下の収入しかないため、確定申告をしませんでしたが、昨年と比べ税金が高いのですが…？

A 9 公的年金の源泉徴収票に記載されていること以外で控除に追加するものがある場合（生命保険料控除等）、公的年金収入が400万円以下のため確定申告が不要の方であっても、市民税・県民税の申告をしていただくことで市民税・県民税が安くなる場合があります。

Q 10 介護保険料と市民税・県民税で特別徴収される年金が異なる場合がありますか？

A 10 介護保険料と市民税・県民税は、同一の年金から特別徴収を行います。ただし、市民税・県民税の課税対象とならない障害年金や遺族年金から介護保険料が特別徴収されている方は、市民税・県民税については普通徴収となります。

Q 11 私は65歳で公的年金所得と不動産所得があります。公的年金からの特別徴収が始まりますが、不動産所得に係る税額も含めて公的年金から市民税・県民税を天引きしてもらえますか？

A 11 公的年金から天引きできる市民税・県民税は公的年金所得に係る税額のためのため、不動産所得に係る市民税・県民税は、引き続き納付書等で納付をお願いします。

Q 12 納税通知書に記載されている公的年金からの特別徴収税額よりも、実際に年金から特別徴収されている税額が多いです。なぜですか？

A 12 4月、6月、8月に特別徴収されることを仮徴収といい、前年度の2月分と同額が特別徴収されます。しかし、仮徴収された合計税額が、所得控除額の増加や所得の減少等の理由から、本年度の公的年金分に係る市民税・県民税の年税額より、上回ってしまう場合があります。
 特別徴収された過納金については、特別徴収された翌月下旬頃に還付（充当）通知書を送付いたします。

① 6月までの仮徴収税額で年税額を上回る場合

税額が決定する6月に厚生労働大臣等の年金保険者に対して特別徴収の停止の通知を行います。そのため、税額の決定前となる4月、6月は前年度の2月分と同額を特別徴収され、8月から特別徴収が停止されます。

② 8月の特別徴収税額が前年度の2月分の特別徴収税額より少ない場合

仮徴収の金額を年度途中に変更することができないため、4月、6月、8月ともに前年度の2月分と同額が特別徴収されます。

8 市民税・県民税の減免制度

会社にお勤めの方（正社員のみ、アルバイト・パートは不可）が非自発的失業（会社の倒産等）により、市民税・県民税の全額負担が困難な場合は、申請によって減免を受けられる場合があります。ただし、以下の条件を全て満たし、納期限の7日前までに申請を行う必要があります。

- ① 申請時において、3か月以上無職の状態が継続している方
- ② 預貯金が一定以下
- ③ 前年の合計所得金額が一定以下

【申請時にご持参いただくもの】

- ・印鑑（認印）
- ・市民税・県民税納税通知書
- ・雇用保険受給資格者証
- ・過去3か月分の家計収支明細

なお、決定には預貯金照会を行いますので、2、3か月ほど時間がかかります。決定までに納期限が到来する市民税・県民税に関しては、納付をお願いします。

9 市民税・県民税と所得税の所得控除額一覧表

所得控除		市民税・県民税	所得税																																													
雑損控除		差引損失額－総所得金額等の合計額×10%＝A 差引損失額のうち災害関連支出の金額－5万円＝B A又はBのいずれか多い方の金額 ※差引損失額＝損害金額－保険金等で補てんされる金額	市民税・県民税に同じ																																													
医療費控除		支払った医療費の金額－保険金等で補てんされる金額－(「10万円」と「総所得金額等の合計額×5%」とのいずれか少ない方の金額) ※限度額は200万円	市民税・県民税に同じ																																													
社会保険料控除		支払った社会保険料の合計額	市民税・県民税に同じ																																													
小規模企業共済等掛金控除		小規模企業共済制度及び心身障害者扶養共済制度に基づいて、支払った掛金の金額	市民税・県民税に同じ																																													
生命保険料控除	次の①～③について(1)又は(2)で計算した金額の合計額(最高7万円) ①一般生命保険料 ②個人年金保険料 ③介護医療保険料 (1)新制度…平成24年1月1日以後に締結した保険契約等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年間の支払保険料等</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,000円以下</td> <td>支払保険料等の全額</td> </tr> <tr> <td>12,000円超 32,000円以下</td> <td>支払保険料等×1/2+6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,000円超 56,000円以下</td> <td>支払保険料等×1/4+14,000円</td> </tr> <tr> <td>56,000円超</td> <td>一律28,000円</td> </tr> </tbody> </table>	年間の支払保険料等	控除額	12,000円以下	支払保険料等の全額	12,000円超 32,000円以下	支払保険料等×1/2+6,000円	32,000円超 56,000円以下	支払保険料等×1/4+14,000円	56,000円超	一律28,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年間の支払保険料等</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20,000円以下</td> <td>支払保険料等の全額</td> </tr> <tr> <td>20,000円超 40,000円以下</td> <td>支払保険料等×1/2+10,000円</td> </tr> <tr> <td>40,000円超 80,000円以下</td> <td>支払保険料等×1/4+20,000円</td> </tr> <tr> <td>80,000円超</td> <td>一律40,000円</td> </tr> </tbody> </table>	年間の支払保険料等	控除額	20,000円以下	支払保険料等の全額	20,000円超 40,000円以下	支払保険料等×1/2+10,000円	40,000円超 80,000円以下	支払保険料等×1/4+20,000円	80,000円超	一律40,000円																									
	年間の支払保険料等	控除額																																														
12,000円以下	支払保険料等の全額																																															
12,000円超 32,000円以下	支払保険料等×1/2+6,000円																																															
32,000円超 56,000円以下	支払保険料等×1/4+14,000円																																															
56,000円超	一律28,000円																																															
年間の支払保険料等	控除額																																															
20,000円以下	支払保険料等の全額																																															
20,000円超 40,000円以下	支払保険料等×1/2+10,000円																																															
40,000円超 80,000円以下	支払保険料等×1/4+20,000円																																															
80,000円超	一律40,000円																																															
	(2)旧制度…平成23年12月31日以前に締結した保険契約等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年間の支払保険料等</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15,000円以下</td> <td>支払保険料等の全額</td> </tr> <tr> <td>15,000円超 40,000円以下</td> <td>支払保険料等×1/2+7,500円</td> </tr> <tr> <td>40,000円超 70,000円以下</td> <td>支払保険料等×1/4+17,500円</td> </tr> <tr> <td>70,000円超</td> <td>一律35,000円</td> </tr> </tbody> </table>	年間の支払保険料等	控除額	15,000円以下	支払保険料等の全額	15,000円超 40,000円以下	支払保険料等×1/2+7,500円	40,000円超 70,000円以下	支払保険料等×1/4+17,500円	70,000円超	一律35,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年間の支払保険料等</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25,000円以下</td> <td>支払保険料等の全額</td> </tr> <tr> <td>25,000円超 50,000円以下</td> <td>支払保険料等×1/2+12,500円</td> </tr> <tr> <td>50,000円超 100,000円以下</td> <td>支払保険料等×1/4+25,000円</td> </tr> <tr> <td>100,000円超</td> <td>一律50,000円</td> </tr> </tbody> </table>	年間の支払保険料等	控除額	25,000円以下	支払保険料等の全額	25,000円超 50,000円以下	支払保険料等×1/2+12,500円	50,000円超 100,000円以下	支払保険料等×1/4+25,000円	100,000円超	一律50,000円																									
年間の支払保険料等	控除額																																															
15,000円以下	支払保険料等の全額																																															
15,000円超 40,000円以下	支払保険料等×1/2+7,500円																																															
40,000円超 70,000円以下	支払保険料等×1/4+17,500円																																															
70,000円超	一律35,000円																																															
年間の支払保険料等	控除額																																															
25,000円以下	支払保険料等の全額																																															
25,000円超 50,000円以下	支払保険料等×1/2+12,500円																																															
50,000円超 100,000円以下	支払保険料等×1/4+25,000円																																															
100,000円超	一律50,000円																																															
地震保険料控除	次の算式により計算した(1)と(2)の合計額(最高2万5千円) (1)地震保険契約の支払保険料 ①50,000円以下の場合…支払保険料の50% ②50,000円を超える場合…25,000円 (2)旧長期損害保険契約の支払保険料 ①5,000円以下の場合…支払保険料の全額 ②5,000円を超え15,000円以下の場合…支払保険料×50%+2,500円 ③15,000円を超える場合…10,000円	<p>※介護医療保険料控除は、新制度のみです。 ※新制度と旧制度の両方について控除を受ける場合は、(1)と(2)の各々で計算した金額の合計額となります(上限28,000円)</p>	<p>※介護医療保険料控除は、新制度のみです。 ※新制度と旧制度の両方について控除を受ける場合は、(1)と(2)の各々で計算した金額の合計額となります(上限40,000円)</p>																																													
寄附金控除	平成21年度分から、これまでの「所得控除方式」から、直接税額から控除する「税額控除方式」に変更されました。 【詳しくは「4 計算方法」をご覧ください。】	<p>※旧長期損害保険契約とは、平成18年12月31日までに締結した損害保険契約等で、保険期間が10年以上で満期返戻金があるものをいいます。 ※一つの損害保険契約が(1)と(2)の両方の契約区分に該当する場合は、いずれか一方の契約区分にのみ該当するものとして、控除額を計算します。</p>	<p>特定の寄附を行った場合 (「特定寄附金の合計額」と「総所得金額等の合計額×40%」とのいずれか少ない方の金額)－2千円</p>																																													
人的控除	障害者控除	本人、控除対象配偶者又は扶養親族が該当するとき 障がい者一人につき 26万円(特別障害者 30万円)	本人、控除対象配偶者又は扶養親族が該当するとき 障がい者一人につき 27万円(特別障害者 40万円)																																													
	同居特別障害加算	23万円加算	35万円加算																																													
	寡婦(寡夫)控除	本人が該当するとき 26万円(特定の寡婦 30万円)	本人が該当するとき 27万円(特定の寡婦 35万円)																																													
	勤労学生控除	本人が該当するとき 26万円	本人が該当するとき 27万円																																													
	配偶者控除	控除対象配偶者…33万円 老人控除対象配偶者…38万円	控除対象配偶者…38万円 老人控除対象配偶者…48万円																																													
配偶者特別控除	<p>前年の合計所得金額が 1,000万円以下であり、かつ、生計を一にする配偶者の合計所得金額が380,001円～759,999円であれば控除を受けることができます。</p> <p>なお、合計所得金額が380,000円以下の場合、配偶者控除の対象となり、配偶者特別控除の適用はありません。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">配偶者の給与収入金額(円)</th> <th rowspan="2">配偶者の給与所得金額(円)</th> <th colspan="2">配偶者特別控除額(円)</th> </tr> <tr> <th>市民税・県民税</th> <th>所得税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1,030,001～1,049,999</td><td>380,001～399,999</td><td>330,000</td><td>380,000</td></tr> <tr><td>1,050,000～1,099,999</td><td>400,000～449,999</td><td>330,000</td><td>360,000</td></tr> <tr><td>1,100,000～1,149,999</td><td>450,000～499,999</td><td>310,000</td><td>310,000</td></tr> <tr><td>1,150,000～1,199,999</td><td>500,000～549,999</td><td>260,000</td><td>260,000</td></tr> <tr><td>1,200,000～1,249,999</td><td>550,000～599,999</td><td>210,000</td><td>210,000</td></tr> <tr><td>1,250,000～1,299,999</td><td>600,000～649,999</td><td>160,000</td><td>160,000</td></tr> <tr><td>1,300,000～1,349,999</td><td>650,000～699,999</td><td>110,000</td><td>110,000</td></tr> <tr><td>1,350,000～1,399,999</td><td>700,000～749,999</td><td>60,000</td><td>60,000</td></tr> <tr><td>1,400,000～1,409,999</td><td>750,000～759,999</td><td>30,000</td><td>30,000</td></tr> <tr><td>1,410,000～</td><td>760,000～</td><td>0</td><td>0</td></tr> </tbody> </table>	配偶者の給与収入金額(円)	配偶者の給与所得金額(円)	配偶者特別控除額(円)		市民税・県民税	所得税	1,030,001～1,049,999	380,001～399,999	330,000	380,000	1,050,000～1,099,999	400,000～449,999	330,000	360,000	1,100,000～1,149,999	450,000～499,999	310,000	310,000	1,150,000～1,199,999	500,000～549,999	260,000	260,000	1,200,000～1,249,999	550,000～599,999	210,000	210,000	1,250,000～1,299,999	600,000～649,999	160,000	160,000	1,300,000～1,349,999	650,000～699,999	110,000	110,000	1,350,000～1,399,999	700,000～749,999	60,000	60,000	1,400,000～1,409,999	750,000～759,999	30,000	30,000	1,410,000～	760,000～	0	0
配偶者の給与収入金額(円)	配偶者の給与所得金額(円)	配偶者特別控除額(円)																																														
		市民税・県民税	所得税																																													
1,030,001～1,049,999	380,001～399,999	330,000	380,000																																													
1,050,000～1,099,999	400,000～449,999	330,000	360,000																																													
1,100,000～1,149,999	450,000～499,999	310,000	310,000																																													
1,150,000～1,199,999	500,000～549,999	260,000	260,000																																													
1,200,000～1,249,999	550,000～599,999	210,000	210,000																																													
1,250,000～1,299,999	600,000～649,999	160,000	160,000																																													
1,300,000～1,349,999	650,000～699,999	110,000	110,000																																													
1,350,000～1,399,999	700,000～749,999	60,000	60,000																																													
1,400,000～1,409,999	750,000～759,999	30,000	30,000																																													
1,410,000～	760,000～	0	0																																													
扶養控除	一般扶養親族一人につき…33万円 特定扶養親族一人につき…45万円 老人扶養親族一人につき…38万円 同居老親等一人につき…45万円	一般扶養親族一人につき…38万円 特定扶養親族一人につき…63万円 老人扶養親族一人につき…48万円 同居老親等一人につき…58万円																																														
基礎控除	33万円	38万円																																														

【別表1】調整控除(人的控除の差)

控除の種類		金額	控除の種類		金額
扶養控除	一般	5万円	障害者控除	普通	1万円
	特定	18万円		特別	10万円
	老人	10万円	同居特別障害加算		12万円
	同居老親	13万円			
配偶者控除	一般	5万円	寡婦控除	一般	1万円
	老人	10万円		特別	5万円
配偶者特別控除	38万円超40万円未満	5万円	勤労学生控除		1万円
	40万円以上45万円未満	3万円		基礎控除	5万円